福岡県公告式条例

再

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、

ここに再掲する

部

を次のように改正する

成 一千九百七十六号 + 年六月十

増 刊

目 次

再

掲

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

薬 務 課

薬 務 課

薬事法施行細則

の

部を改正する規則

(昭和) |十五年福岡県条例第四十六号) 掲 第三条において準用する同

公布する。 岡県事務処理 あ 特例に関する条例施行規則の 部を改正する規則を制定し、 ここに

平成二十一年六月一 日

福岡県知 事 麻 生

渡

テ

に係る書類

福岡県規則第三十二

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則 |岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成十二年福岡県規則第八十九号) 0

ツ中 業者に係るものを含む。 別表 、既存薬種商、 を加え、 申 一一の項下欄中トを削り、 一請書」 同 の下に 既存配置販売業者及び特例許可旧卸売一般販売業者に係るものを含む。 欄中ネをツとし)」を加え、 (既存薬種商 チをトとし、 同欄ナ中 同欄中ツをソとし、 既存配置販売業者及び特例許可旧卸売一 「許可証」 リからソまでをチからレまでとし、 の下に 同欄ネ中 (既存薬種商、 「申請書」 の下に 既存配置 般販 同欄 売

(1) 日 欄ウ中 五十九条及び百七十八条において準用する場合並びに既存薬種商及び既存配置販売業者 ネとし、 に係るもの」に改め、 一売一般販売業者に係るものを含む。 |売業者及び特例許可旧卸売 「第百四十一条及び第百五十三条において準用する場合」 同欄ラ中 「許可証」の下に「 同欄中ウをムとし、 一般販売業者に係るものを含む。 (既存薬種商、 を加え、同欄中ラをナとし、 ムの次に次のように加える 既存配置販売業者及び特例許可旧 _ を「第百四十九条、

を加え、

同欄中ナを

ムをラとし、

百 同

則第四十二条に規定する郵便等販売の届出に係る書類 ものを除く。 施行規則第十五条の四第二項及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令 |十一年厚生労働省令第十号。以下この項において 「改正省令」という。 (既存一般販売業者に係 ~ 附

ウ

別表一一 の項下欄中マからスまでを次のように改める

- マ 項に規定する配置販売業の許可の申請書 効力を有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第百四十九条第 施行規則第百四十八条第一項及び改正省令附則第十四条の規定によりなおその
- 定する配置従事者身分証明書交付申請書 有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第百五十七条第 施行規則第百五十一条及び改正省令附則第十二 |条の規定によりなおその効力を 項 に規
- 施行規則第百五十三条第一項に規定する卸売販売業許可申請書

フ

- コ 施行規則第百五十九条の七に規定する販売従事登録の申請に係る 書類
- エ 施行規則第百五十九条の八第二項に規定する販売従事登録証
- 施行規則第百五十九条の九に規定する登録販売者名簿の登録事項の変更の届

施行規則第百五十九条の十に規定する登録販売者の販売従事登録の消除の申請

- サ ア に係る書類 施行規則第百五十九条の十一に規定する登録販売者の販売従事登録証 の書換え
- + 交付の申請に係る書類 施行規則第百五十九条の十二に規定する登録販売者の販売従事登録証の)再交付
- ュ 行規則第百五十九. 条の十二 |第四項及び第百五十九条の十三の規定により 返

の申請に係る書類

る販売従事登録証

- 許可の申請書
- Ξ 時間数の届出に関する書類 改正省令附則第四条に規定する継続既存薬局開設者の管理者等の週当たり勤務
- は追加申請書 改正省令附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第 条による改正前の施行規則第百五十九条に規定する配置販売業取扱品目変更又
- ヱ 条による改正前の施行規則第百四十四条第二項に規定する販売先等の変更の届 改正省令附則第十六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第
- 匕 に係るものに限る。 施行細則」という。 薬事法施行細則(昭和三十七年福岡県規則第二十九号。) 第九条の承認整理届 (薬局製造販売医薬品の製造販売承認 以下この項において「
- Ŧ 施行細則第十一条に規定する配置従事者の身分証明書書換え交付申請書
- 施行細則第十二条に規定する身分証明書再交付申請書

施行細則第十三条に規定する身分証明書返納届書

別表一一の項下欄中イ及び口を削る。

ス

この規則は、 公布の日から施行する。

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成二十一年六月一日

福岡県規則第三十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

福岡県知事 麻 生 渡

施行規則第百六十条第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業

薬事法施行細則

(昭和三十七年福岡県規則第二十九号)の一部を次のように改正する

第三条の見出し中「薬局管理者」を「薬局等管理者」に、 「薬局外薬事従事者」 を

二十八条第三項ただし書又は法第三十五条第三項ただし書」を加える。 薬局等外薬事従事者」 に改め、同条第一項中「第七条第三項ただし書」 の下にっ 法第

り許可を受けた者」に、 し書」を「前条」に改め、同条第三項中「薬局を管理する薬剤師」を「前条の規定によ の管理」に改める。 「当該薬局」を「当該薬局等」に、 「薬局の管理」を「薬局等

第四条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条第一項中「法第七条第三項ただ

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加

(業務経験の証明

第七条 売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第一類医薬品を配置によ による証明書を知事に提出しなければならない。 法第三十八条において準用する法第十条の規定による変更の届出の際に、様式第八号 り販売し、若しくは授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させる ときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は 店舗販売業者が第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗において登録販

2 号口若しくは八に該当する者を営業所管理者として従事させるときは、法第三十四条 よる変更の届出の際に、前項の様式を提出しなければならない。 第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条の規定に 卸売販売業者がその営業所において省令第百五十四条第一号口若しくは八又は第二

改める。 う。) 第百五十九条」 おその効力を有することとされる同令第一条による改正前の省令 (以下「旧省令」とい 十一年厚生労働省令第十号。以下「改正省令」という。) 附則第十二条の規定によりな き続き業務を行うことができる特例販売業者」に、 (平成十八年法律第六十九号。 第八条中「省令第百五十九条」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令 (平成二 ĺĆ 「又は特例販売業者」を「又は薬事法の一部を改正する法律 以下「改正法」という。) 附則第十四条の規定により引 「様式第八号」を「様式第九号」に

様式第1号 (第3条関係)

(日本工業規格A4)

局 店舗販売業 管理者兼務申請書 卸売販売業

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 申請者 氏 名

局 店舗販売業 外薬事従事の許可を申請します。 下記により、 卸売販売業

記

/* m) - > > > # = =		番 号 年月日	第	号	年	月	目
管理している薬局、 店舗 又は営業所	名	称					
	所	在 地					
	名	称					
	所	在 地					
兼務しようとする業務	内	容					
備考							

注 1 管理者と開設者が異なる場合は、開設者の同意書を添付すること。

5	平成21年6月10日	水曜日	福	岡	<u>県</u>	公	報	第2976号	増刊①	
										様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

(日本工業規格A4)

許可番号 第 号

局 店舗販売業 管理者兼務許可証 卸売販売業

住 所

氏 名

管理している薬局、	名 称	
店舗又は営業所	所在地	
	名 称	
兼務する業務	所在地	
	内 容	

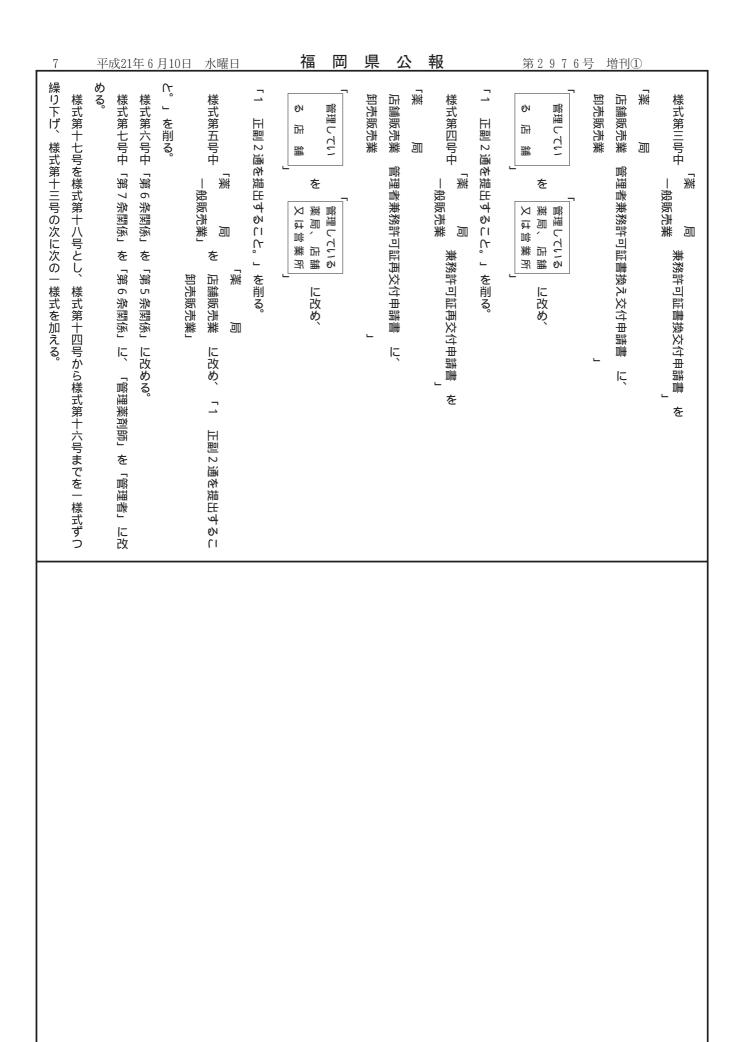
薬事法第7条第3項ただし書 薬事法第28条第3項ただし書の規定により許可された者で 上記のとおり 薬事法第35条第3項ただし書

あることを証明する。

年 月 日

福岡県知事

ED



様式第14号 (第13条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書返納届書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

薬事法施行細則第13条の規定により、身分証明書を返納します。

返納理由

- 1 身分証明書の再交付を受けた後、失つた身分証明書を発見した。
- 2 身分証明書の有効期限が過ぎた。
- 3 配置販売の業務に従事しなくなった。
- 4 配置販売業者が変更になつた。

返納事実の発生年月日 年 月 日

- 注 1 返納理由は該当番号を○で囲むこと。
 - 2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

9	平成21年6月10日	水曜日	福	岡	<u>県</u>	<u>公</u>	報	第2976号	増刊①	
										様式第十三号を次のように改める。

様式第13号 (第12条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

下記により、配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

記

和黑公市李	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者
配置従事者	身分証明書 番 号	第 号
	氏 名	
配置販売	住 所	
業者	許可番号	
	許可年月日	
再交付申請の理由		
備考		

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

11	平成21年6月10日 水曜日	福	岡	県	公	報	第2976号	増刊①	
									様
									五
									$\frac{\pi}{2}$
									믁
									を
									次の
									様式第十二号を次のように改める。
									ار ا
									改
									めっ
									80

様式第12号 (第11条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

 \bigcirc

下記により、配置従事者身分証明書の書換えを申請をします。

記

	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者						
配置従事者	身分証明書 番 号			第	号			
	氏 名							
配置販売	住 所							
業者	許可番号							
	許可年月日							
亦正专巧			変更前					
変更事項			変更後					
備考								

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第8号 (第7条関係)

(日本工業規格A4)

		業務経	験証明	書				
						年	Ę]
福岡県知事 属	汉							
			販代	司開設者∑ 売業者名 表者氏名 ∹可番号:	又は医	薬品の)		Ð
下記の者の	業務経験は	、以下のと	とおりでは	あることを記	E明し	ます。		
氏 名				(生年月日	·	年	月	日)
住所	₸							
薬局又は医薬品 の販売業の名称								
薬局又は医薬品の 販売業の所在地 又 は 区 域								
1 業務期間	年	月	~	年	月	(年	月間)
2 業務内容(業務期	間内に行われ	れた業務に	に該当する	る□にレを記	己入す	ること。)		
□ 第一類医薬 下で登録販売				薬局におい	て薬剤	側師の管:	理及び指	導の
□ 薬剤師が店 において薬剤								売業
□ 薬剤師が区 薬剤師の管理							売業にお	おいて
		Harleton Las	元出田 11	マ粨の販売	マは	授与に関	する業績	务に従事
□ 上記営業所 した。	 (等において	指定卸売	医療用刀	ハ _利 (ソ)(八)	17010.			

注 1 当該証明を行う者は、薬局、店舗販売業、配置販売業又は卸売販売業等の許可を受けて いる開設者であること。